

令和8年度バリューチェーン全体での脱炭素化推進モデル事業 (個別 VC 支援) 公募要領

1 背景

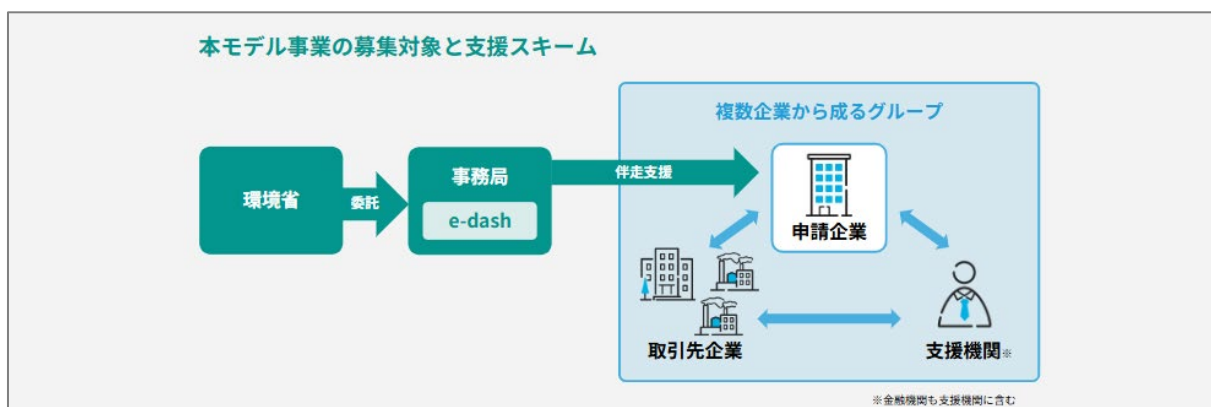
我が国の GHG 排出量を 2050 年までに実質ゼロとするためには、自社における排出量 (Scope1, 2) 削減への取組だけでなく、取引先のサプライチェーン排出量 (Scope3) の削減も重要であり、Scope3 削減のためには、バリューチェーン (以下「VC」という。) 上の取引先から実測されたデータに基づく値 (1 次データ) を受領する取組と VC 上の企業の排出削減が重要となる。環境省では、令和5年度よりモデル事業として、自社のScope3 の削減に向けた1次データ取得や、サプライヤーエンゲージメントを代表とする取引先企業に対しての働きかけの取組について支援するとともに、「バリューチェーン全体の脱炭素化に向けたエンゲージメント実践ガイド」として取組指針を整理している。本モデル事業では、本実践ガイドも参考にしつつ、自社が VC 上の取引先にエンゲージメントを実践する取組を伴走支援し、さらなる先進的なモデル事例の創出を図ることを目的とする。

なお、本モデル事業の運営は、環境省から委託を受けたe-dash株式会社 (以下「e-dash」という) が事務局となって実施する。

2 モデル事業の内容

2.1 公募の対象となる企業・団体

本モデル事業に応募できる対象は、以下に示すような複数企業から成るグループとし、グループを代表する1者が応募申請者 (以下「申請企業」という) となる。ただし、グループを構成する企業 (以下「構成企業」という) は、申請企業を除き1グループあたり4社を上限とする。また、全ての構成企業が本モデル事業への応募条件に同意することを前提とする。なお、企業の事業活動を支えている外部支援機関等 (金融機関も含む) についても、構成企業として応募申請可能である。

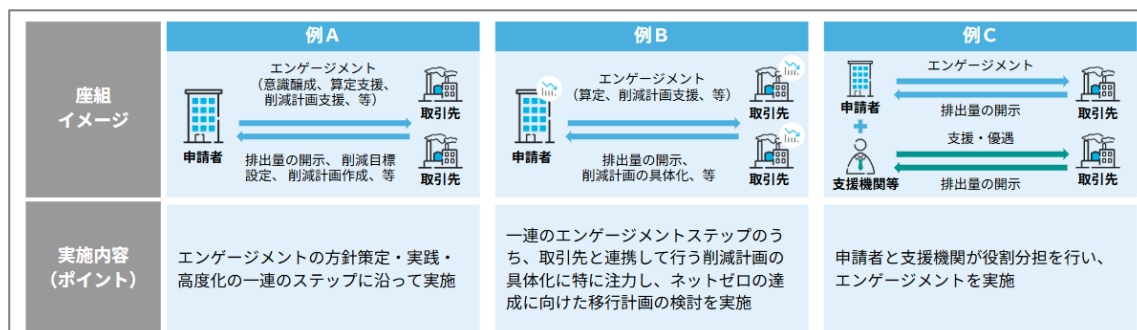


【応募グループのイメージ】

2.2 公募の対象となる取組

本モデル事業で取り組む内容は、申請企業のサプライチェーン排出量（Scope3）の削減及び構成企業のGHG 排出量（Scope1, 2 等）の削減に向けた、申請企業による以下のようなエンゲージメントの取組及びエンゲージメントの高度化を想定する。

- （申請企業の）エンゲージメント方針の検討
 - エンゲージメントの目的やその内容の整理
 - エンゲージメントの内容に対し、応募企業内の関連部署との連携、体制構築
 - 応募企業の取引先のうち、エンゲージメントを実施する対象の選定
 - 依頼する構成企業のインセンティブの検討
 - 構成企業への支援方針の検討（説明会や算定研修会の実施、算定ツールの提供、削減施策の検討 等）
 - エンゲージメントのタイムラインの検討（●●年度までにカテゴリ 1 に該当する企業の 80%にエンゲージメントを実施 等）
- エンゲージメントの実践
 - 構成企業のホームページ等の公開情報やアンケート調査、ヒアリング等により、構成企業の取組状況の調査（GHG 排出量の算定状況、削減目標の設定状況等）
 - 調査結果を基に、構成企業に対して依頼するデータ範囲（温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度での排出量、Scope1, 2 又は Scope1, 2, 3、CFP等）の検討
 - 構成企業の意識醸成（データを依頼する背景や依頼内容について説明会の実施等）
 - 構成企業の算定支援（算定フォーマットの提供、算定方法レクチャー 等）
 - 構成企業の削減計画作成・実行に向けた支援

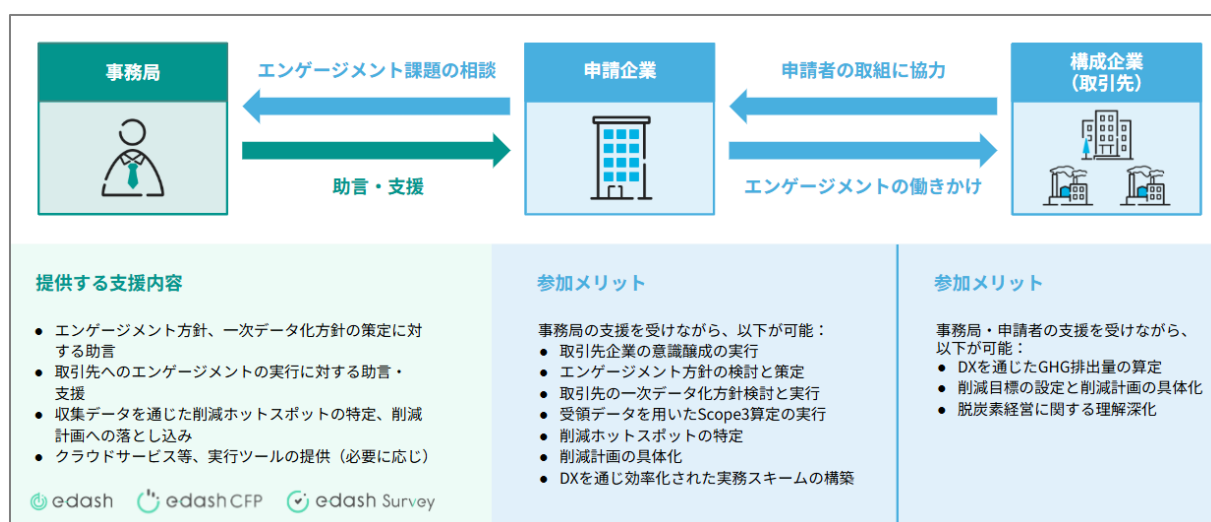


【モデル事業の取組例】

2.3 申請企業に求められる役割と事務局による支援の進め方

採択された申請企業は、令和8年7月初旬～令和9年3月中旬の約8か月間（最後の1ヶ月は主に各種報告・取りまとめ対応を行う）、自らが主体的に下記 2.3.1 に示す取組を行い、事務局はその一連の取組の専門的助言を行う。この際、事務局が支援を行うのは、基本的に申請企業のみに関わり、構成企業に対し、直接的な支援は行わない想定である。

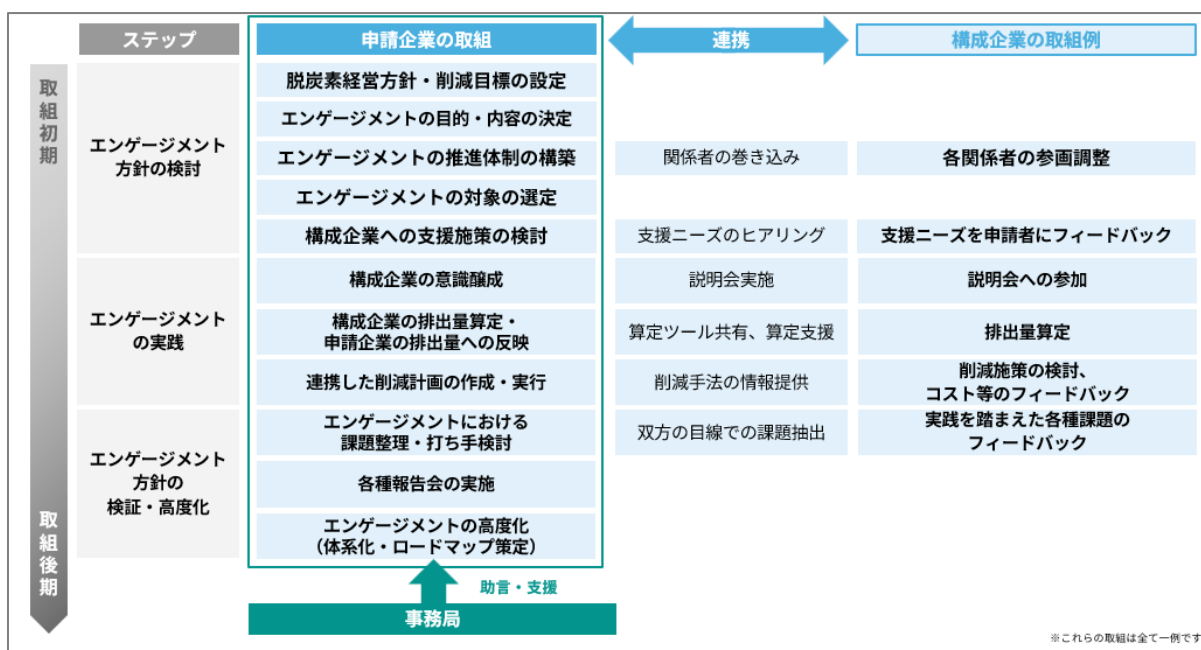
なお、期間中に社内経営層向けの進捗報告会を3回程度開催し、更に令和9年2月～3月に事務局が開催する本モデル事業合同報告会及び環境省が別途開催する「脱炭素経営フォーラム」（仮称）にも参加していただく。



【モデル事業実施方法のイメージ】

2.3.1 申請企業の取組内容

申請企業は、申請企業の VC 排出量削減のために、構成企業（取引先企業）に対して行うエンゲージメントの取組を実施する。事務局は申請企業の取組実施に際して専門的助言や課題整理等の支援を行う。申請企業が行うエンゲージメントの例としては、構成企業の意識醸成や排出量算定支援、再生可能エネルギーの共同購買等の削減手法の検討、排出量データの共有・連携等が挙げられる。申請企業から構成企業に対するエンゲージメントや構成企業の取組内容は、一例として以下を想定しているが、申請企業や構成企業のこれまでの取組状況や要望を踏まえて、その一部を重点的に実施する等個別に調整する。



【想定される申請企業と構成企業の取組内容（一例）】

2.3.2 成果物

申請企業は、モデル事業を通じたエンゲージメントの実践を踏まえてエンゲージメント方針の検証・高度化を行い、次年度以降の取組の計画についてロードマップを策定し令和9年2月末までに環境省 地球環境局地球温暖化対策課 脱炭素ビジネス推進室に報告することとする。加えて、次年度以降のエンゲージメントの取組に活用可能な研修資料や算定ツール等の汎用的なマテリアルの作成を主体的に実施すること。

（結果に係る公表は前提としていないものの、秘匿性に配慮した上でのバリューチェーンの脱炭素化に向けたエンゲージメント実践ガイド等への掲載や政府からの発信に係る協力をお願いしたい。）

3 モデル事業への参加方法

3.1 応募手続及び支援先企業等の採択

3.1.1 応募手続

申請企業は、申請書に必要事項を記載し、提出期限までに下記提出先へ電子メールにて提出すること。

提出された申請書は本モデル事業の採択に関する審査、及び採択後の支援メニューの検討以外の目的には使用しない。

3.1.2 募集期間

令和8年5月18日（月）～6月15日（月）17時00分必着

3.1.3 申請書提出先

令和8年度バリューチェーン全体での脱炭素経営推進のためのモデル事業事務局
E-mail: R8VC@e-dash.io (事務局宛)

3.1.4 採択基準と採択数

次の評価項目を踏まえ、申請内容を総合的に評価し、取組内容や企業規模、業種等のバランス等を勘案しつつ、採択先を選定する。必要に応じて、申請書を提出した申請者に対し事務局から、申請書の内容に関する問合せやヒアリングを行う場合がある（審査及び審査内容は非公開）。

応募条件を満たしている申請の中から、申請書の記載内容とヒアリング結果を総合的に考慮し、2～3グループ程度の支援先企業等を採択する予定。

【選定基準】

- 必須要件
 - 申請者として自社のScope1, 2, 3の算定をしている（Scope3については主要な排出カテゴリのみの場合も可）
 - 申請者として自社のScope3削減に向けたエンゲージメントに関する目的や中長期的な目標があり、本事業で取り組みたい内容が明確である
 - 1社以上の構成企業（取引先）の参加が確実である
 - 検討に必要なリソースを確保している
 - 本モデル事業での取組内容についての環境省/政府からの発信に協力できる
 - 申請者と支援機関の役割分担が明確である（支援機関連携を想定する場合）
- 加点要件
 - 2社以上の構成企業（取引先）の参加が確実である
 - 構成企業に中小企業が含まれている
 - 申請者がSBT認定やそれに準ずる目標設定をしている
 - 構成企業がScope1, 2の算定を完了している
 - 本モデル事業での取組内容として、削減計画やネットゼロに向けた移行計画を具体化する計画が含まれている
 - 省エネ中心の手法に留まらず、部品・材料由来の排出量削減や、業務プロセス・工程の見直し等、脱炭素の新たな進め方について計画している
 - 排出量算定・一次データ化において、AI活用を含むデジタル技術やプロセス見直しによる効率化・高度化を計画している

4 その他、免責事項等

- 申請企業及び構成企業が環境省大臣官房会計課長から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
- 申請企業は、本モデル事業の採択に関する審査及び採択後の支援メニューの検討のため、申請書に係る情報が環境省並びに環境省の委託先事務局であるe-dashにも共有されることに同意すること。
- 本モデル事業に関する構成企業の交通費等は、各構成企業が負担すること。
- 支援先企業等の名称は、環境省 WEB サイト等において公表する。また、不採択となった申請企業の名称は公表しない。
- 本モデル事業において作成した資料の著作権は環境省、e-dashに属し、構成企業は非独占的使用権を許諾されるものとする（複製、改変に関しては自己利用のみ可能）。
- 合同報告会にかかる資料の著作権については、支援先企業等に属するものとする。ただし、環境省ホームページの著作権に関する規定（下記 URL）に則り、二次利用を許諾されたものとして扱うことに同意すること。
（環境省 著作権・リンクについて：<http://www.env.go.jp/mail.html>）
- 本モデル事業において、環境省、e-dashに提供された企業情報及び個人情報については、本モデル事業の遂行に必要とされる範囲に限り、環境省、e-dashが使用することに同意すること。
- 本モデル事業に著しい支障を与えると判断される場合においては、本モデル事業を中止する場合がある。
- 構成企業は、構成企業の役員等が、暴力団又は暴力団員でないこと、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等していないこと、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないことについて、確約したものとする。万一、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになった場合は、支援を中止する。

以上